

次期計画の策定について

計画名	第 11 次高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・第 1 期認知症施策推進計画
計画期間	令和 9 ～ 11 年度の 3 年間
根拠法令	別掲

1. 計画策定の考え方<全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和 8 年 3 月）より抜粋>

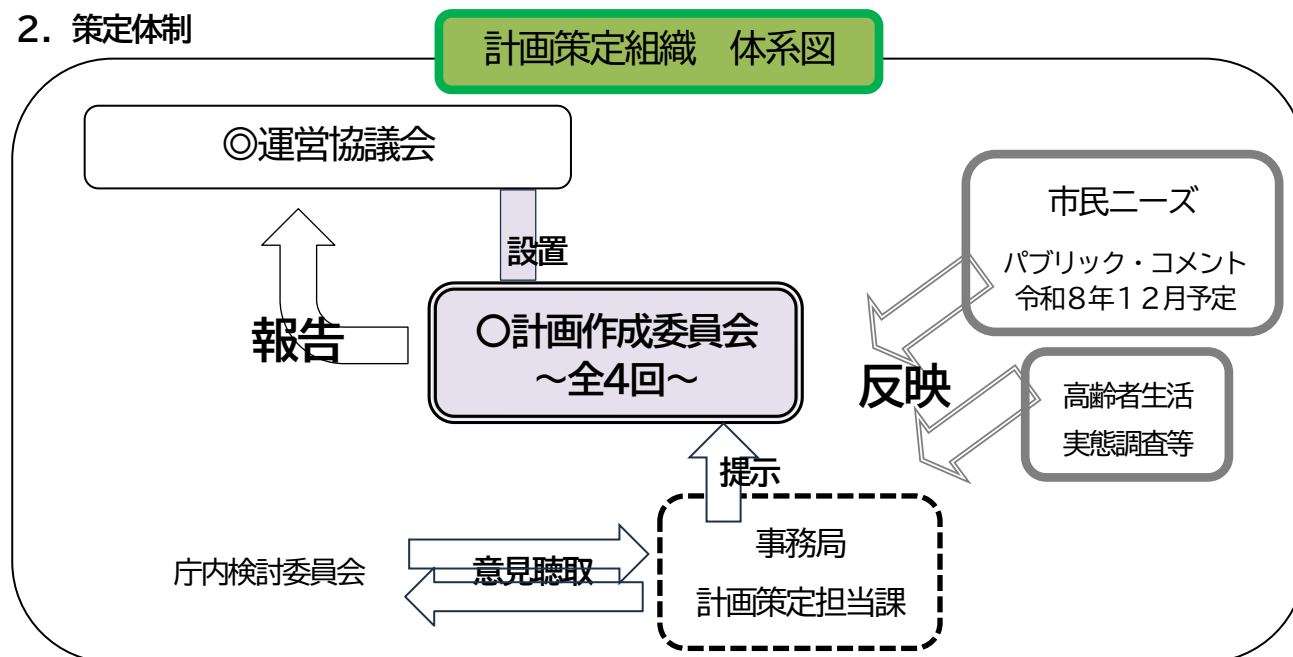
2040 年には、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められる。

このような地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、都道府県、市町村、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、地域の実情に応じて、2040 年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要である。

主要なテーマ例

1) 介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計
・見える化システムを活用し、2040 年度を含む中長期的な推計を記載
・事業所の分布、稼働状況等を勘案し、足下のサービス提供体制に関する課題を整理
・サービス確保方策について、地域の関係者を含めて議論
2) 地域の分類に基づくサービス提供体制の確保
・地域の分類（「中山間、人口減少地域」「大都市部」「一般市等」）の基づき、人口動態やサービス需要の変化を分析
・地域の分類に基づき、サービス提供に係る足下の課題を整理（事業所の分布・稼働状況等）
・関係者間での議論を踏まえ、サービス提供体制の確保に向けた今後の在り方を検討（基準該当サービス、離島等相当サービス等の活用、人材確保や生産性向上の施策等）
3) 医療・介護連携の推進
・利用者の受け皿の確保に向けて、医療と介護で一体的に提供体制を検討
・総合確保方針に基づく協議の場を開催し、医療・介護提供状況の確認、地域における慢性期医療需要への対応に関する課題を整理
・高齢者施設等と協力医療機関の連携について、未対応施設のマッチング
4) 高齢者向け住まいの設置状況等の勘案
・有料老人ホームやサービス付高齢者住宅の入居定員数、介護サービス量を勘案
5) 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
・多様な人材の確保、魅力の向上、外国人材の受入環境整備等に取り組む
・生産性向上、経営改善支援等を地域の関係者で議論。目標値を掲げ、重点的に取り組む事項を定める
6) 認知症施策の推進
・認知症の人の推計、社会参加の場、認知症の人に必要な医療資源、介護サービス等について把握し、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を定める

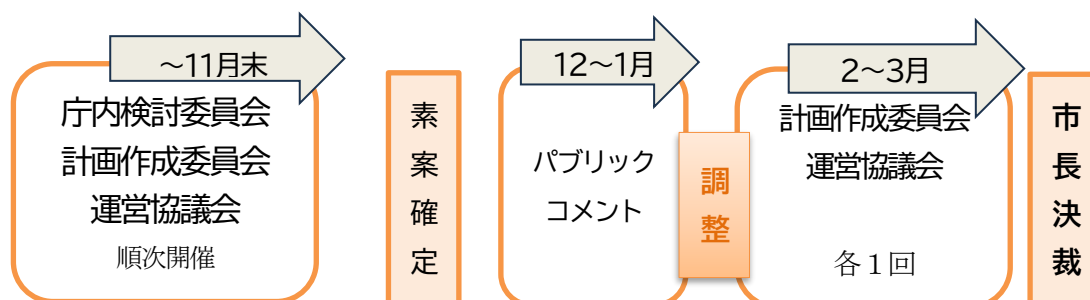
2. 策定体制



○保健・医療・福祉の専門家、市民の代表、利用者と直接接している事業者の代表等で構成する

◎「介護保険事業運営協議会」計画の策定又は変更に関する事項について調査・審議を行う機関

3. 今後のスケジュール（予定）



§ 根拠法令 §

老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

認知症基本法

(市町村認知症施策推進計画)

第十三条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画(次項及び第三項において「市町村計画」という。)を策定するよう努めなければならない。